株主各位

東京都港区芝浦一丁目1番1号

株式会社東芝

取締役 代表執行役社長 西田厚聰

第170期定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、第170期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら別記の株主総会参考書類をご検討いただき、2009年6月23日(火)午後5時までに到達するよう、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、インターネット上の議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)にアクセスいただき賛否をご投票くださるようお願い申し上げます。 敬 具

記

- 1. 日 時 2009年6月24日(水)午前10時
- 2. 場 所 東京都墨田区横網一丁目3番28号 国技館

開催場所を昨年から<u>国技館</u>に変更しておりますので、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照の上、お間違えのないようご注意願います。

3. 目的事項

報告事項 第 170 期(自2008年 4 月 1 日至2009年 3 月31日)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容並びに連結計算書類の監査結果報告等の件

決議事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

- 第1号議案 定款変更の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

<株主提案(第4号議案から第13号議案まで)>

- 第4号議案 違法行為に関する事実関係等の開示に関する定款変更の件
- 第5号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件
- 第6号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件
- 第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の真相の開示に関する定款変更の件
- 第8号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第9号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件
- 第10号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件
- 第11号議案 違法行為、不正行為の解明、防止のための委員会の設置に関する定款変更の件
- 第12号議案 半導体事業に関する定款変更の件
- 第13号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

各議案の議案の要領は、別記の株主総会参考書類に記載のとおりであります。

- ●ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を受付にご提出願います。
- ●インターネットにより議決権を行使される場合は、別記のインターネットによる議決権行使に当たってのお願い(36ページから37ページまで)をご参照願います。
- ●議決権行使書用紙の郵送とインターネットの双方により重複して議決権を行使された場合は、後に到達した議決権行使を有効なものとさせていただきます。また、インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとさせていただきます。
- ●議決権の代理行使をされる場合は、代理人は議決権を行使することができる株主の方1名に限ります。 この場合、代理権を証明する書面を当社にご提出願います。
- ●招集通知に添付すべき事業報告、連結計算書類、計算書類及び監査報告書は、別添の第 170 期報告書の とおりであります。
- ●事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の記載事項について修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/)に掲載させていただきます。

以上

第170期剰余金の配当(期末)の見送りについて

誠に遺憾ながら、当社は、2009年5月8日の取締役会決議により、第170期剰余金の配当(期末)を見送らせていただくことといたしました。何とぞご了承のほどお願い申し上げます。

株主総会参考書類

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の数

3.215.527個

2. 議案及び参考事項

<会社提案(第1号議案から第3号議案まで)>

第1号議案から第3号議案までの議案は、会社提案によるものです。

第1号議案 定款変更の件

- (1) 提案の理由
 - ①第7条第2項関係

2009年1月5日に「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が施行され、株券の電子化が実施されたことに伴い、同法附則第6条第1項の規定により、当会社株式に係る株券を発行する旨の定款の定めは廃止されたものとみなされていますが、これを定款書面上も明確化するため、当会社株式に係る株券を発行する旨の定めを削るとともに、効力のなくなりました単元未満株式に係る株券を発行しない旨の定めを削ろうとするものであります。

②第8条、第10条第3項関係

「株券等の保管及び振替に関する法律」の規定の有効期間が満了したことに伴い、法令上効力のない定め となりました実質株主及び実質株主名簿に係る定めを削除しようとするものであります。

③第10条第3項、第36条、第37条関係

株券の電子化が実施されたことに伴い、新規に株券喪失登録を行うことはできなくなりましたが、株券 喪失登録簿は2010年1月5日まで備置する必要があるため、同日まで株券喪失登録簿に係る定めを附則 に置こうとするものであります。

(2) 提案の内容

提案の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条 (略)	(現行どおり)

現行定款

(単元株式数<u>、株券の発行及び単元未満株券の不</u> 発行)

第7条 単元株式数は、1.000株とする。

当会社は、その株式に係る株券を発行する。ただし、株式等取扱規則に定めるところを除き、単元未満株式に係る株券を発行しない。

(単元未満株式についての権利)

第8条 株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、会社法第 189条第2項各号に掲げる権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び 募集新株予約権の割当てを受ける権利並び に次条に定める請求をする権利以外の権利を行使することができない。

第9条 (略)

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

株主名簿管理人及びその事務取扱場所の 選定は、これを公告する。

株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同 じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録 簿の作成並びに備置きその他の株主名簿等 に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、 当会社においては、これを取扱わない。

第11条 (略)

変 更 案

(単元株式数)

第7条 (現行どおり)

(削 る)

(単元未満株式についての権利)

第8条 株主は、その有する単元未満株式について、 会社法第189条第2項各号に掲げる権利、 株主の有する株式数に応じて募集株式の割 当て及び募集新株予約権の割当てを受ける 権利並びに次条に定める請求をする権利以 外の権利を行使することができない。

(現行どおり)

(株主名簿管理人)

第10条 (現行どおり)

(現行どおり)

株主名簿及び新株予約権原簿の作成並び に備置きその他の株主名簿等に関する事務 は、株主名簿管理人に委託し、当会社にお いては、これを取扱わない。

(現行どおり)

登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱れない。 (有効期間) 第37条 前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前条及び本条を	現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第36条 株券喪失登録簿の備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においては、これを取扱れない。 (新 設) (有効期間) 第37条 前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前条及び本条を	第35条 (略)	(現行どおり)
(新 設) (有効期間) 第37条 前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前条及び本条を	(新 設)	
		(有効期間) 第37条 前条及び本条は2010年1月5日まで有効とし、同年1月6日をもって前条及び本条を削る。

第2号議案 取締役14名選任の件

取締役全員(14名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、指名委員会の決定に基づき、14名を選任いたしたいと存じます。

なお、指名委員会は、次の基準に基づき取締役候補者を決定しており、各候補者はいずれもこの基準に合致 し、取締役としてふさわしい資質を備えているものと判断しました。

- 1. 人望、品格に優れ、高い倫理観を有していること
- 2. 遵法精神に富んでいること
- 3. 業務遂行上、健康面で支障のないこと
- 4. 経営に関し客観的判断能力を有するとともに、先見性、洞察力に優れていること
- 5. 当社主要事業分野において経営判断に影響を及ぼすおそれのある利害関係、取引関係がないこと
- 6. 社外取締役にあっては、出身の各分野における実績と識見を有していること

古沢熙一郎(候補者番号®)、平林博(同⑨)、佐々木毅(同⑩)、小杉丈夫(同⑭)の4氏は社外取締役候補者でありますが、4氏を社外取締役候補者とした理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は次のとおりであります。

古沢熙一郎氏:金融の専門家、経営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督 を現に行っています。

平 林 博氏: 在外公館の査察担当大使を含む外交官としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対 する適切な監督を現に行っています。

佐々木 毅氏:政治学の専門家、大学の組織運営者としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対す る適切な監督を現に行っています。

小杉 丈夫氏: 法律の専門家としての幅広い実績と識見に基づき、当社の経営に対する適切な監督を行うことが期待されます。

古沢熙一郎、平林博、佐々木毅の3氏の社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもってそれぞれ3年、2年、2年となります。

当社は古沢熙一郎、平林博、佐々木毅の3氏との間で会社法第423条第1項の責任について、金3,120万円と会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として賠償する責任を負う旨の責任限定契約を締結しており、3氏が再任された場合は継続する予定であります。また、小杉丈夫氏が取締役に選任された場合、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、佐々木毅氏が社外取締役を務める東日本旅客鉄道㈱は、同社信濃川発電所において許可された最大取 水量を超えて取水していたなどとして河川法に基づく行政処分を受けました。同氏は同社取締役会への出席 等を通じ法令遵守状況を監督してきましたが、本行政処分を受け、組織を挙げて再発防止に取り組んでいく よう要請しました。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名及び生年月日		地位及び担当	略歴及び他の法人等の代表状況等	所有する当社 の株式の数 (千株)
1	西田厚聰 1943年12月29日生	代表執行役社長、報 酬委員会委員	1975年 5 月 1997年 6 月 1998年 6 月 第務、パーソナル情報機器事業本部副本部長 1999年 4 月 常務、デジタルメディア機器 社副社長 2000年 3 月 同 年 6 月 2001年 4 月 上席常務、経営戦略部担当 上席常務、経営戦略部担当 上席常務、デジタルメディア ネットワーク社社長 2003年 4 月 上席常務、デジタルプロダク ツ事業グループ分担、ISセン ター担当 同 年 6 月 取締役、執行役専務 取締役、代表執行役社長、現 在に至る。	123

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び	ド他の法人等の代表状況等	所有する当社 の株式の数 (千株)
2	なる。まち、正さま 1950年4月10日生	代表執行役副社長、代表執行役社長補佐、電子デバイス事業グループ分担、新照括リシステム事業統括イス新明システム事業が活括と、新映像デバ統括と、生産統括グループ担当	1975年4月 2004年4月 同年6月 2005年6月 2006年6月 2008年6月	当社入社 セミコンダクター社副社長 執行役常務 執行役上席常務 執行役専務 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	39
3	を	代表執行役副社長、 代表執行役社長補佐、 社会インフラ事業グ ループ分担、イノベ ーション推進本部長、 輸出管理グループ担 当	1972年4月 2003年4月 2005年6月 2007年6月 2008年6月	当社入社 電力・社会システム社原子力 事業部長 執行役常務 執行役専務 取締役、代表執行役副社長、 現在に至る。	34
4	村 岡 富美雄 1948年7月10日生	代表執行役専務、財 務グループ担当	1971年4月 2003年6月 2006年6月	当社入社 執行役常務 取締役、代表執行役専務、現 在に至る。	49

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び他の法人等の代表状	況等の株	る当社 式の数 一株)
(5)	な * 未 正 夫 1949年4月2日生	執行役専務、戦略企 画グループ担当、情 報・セキュリティグ ループ担当	1975年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2005年6月 執行役上席常務 2007年6月 執行役専務 2008年6月 取締役、執行役専務 至る。	現在に	43
6	答 川 和 生 1949年 9 月 8 日生	執行役専務、ネットワークサービス事業 統括担当、危機管理 対策プロジェクトチームプロジェクトマネージャー、	1972年4月 当社入社 2002年10月 グループ経営部長 2004年6月 執行役常務 2007年6月 取締役、執行役上席? 2008年6月 取締役、執行役専務、 至る。		49
7	古	監查委員会委員長	1976年7月 当社入社 2001年6月 常務、セミコンダク 社長 2003年4月 常務、セミコンダク 長 同年6月 執行役上席常務 2004年6月 執行役専務 2005年6月 取締役、代表執行役 2008年6月 取締役、現在に至る。	ター社社	50

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び他の法人等の代表状況等	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
8	古 沢 熙一郎 1939年 3 月12日生	報酬委員会委員長、 監査委員会委員	1962年4月 1999年4月 1999年4月 2000年4月 2000年4月 中央三井信託銀行㈱取締役社 長(2003年6月まで) 2002年2月 三井トラスト・ホールディ ングス㈱(現中央三井トラスト・ホールディングス㈱)取 締役社長 2003年6月 同社取締役会長兼社長 同社取締役会長、現在に至る。 2006年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) 中央三井トラスト・ホールディングス㈱ 取締役会長	10
9	平林 博 1940年5月5日生	監査委員会委員、報 酬委員会委員	1963年4月 外務省入省 1988年1月 同省大臣官房総務課長 1990年1月 在アメリカ合衆国大使館公使 1993年8月 外務省経済協力局長 1995年8月 内閣官房内閣外政審議室長 1998年1月 駐インド大使 同年2月 駐インド大使兼駐ブータン大 使 2002年9月 駐フランス大使兼駐アンドラ 大使 2003年1月 駐フランス大使兼駐アンドラ 大使、駐ジブチ大使 2006年6月 外務省査察担当大使(2007年4月まで) 2008年4月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科客員教授、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) (助日印協会理事長	13

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び他の法人等の代表状況等	所有する当社 の株式の数 (千株)
10	佐々木 *毅 1942年7月15日生	指名委員会委員、報 酬委員会委員	1965年4月 1968年4月 1978年11月 1978年11月 1991年4月 同大学同学部教授 同大学同学部教授 同大学大学院法学政治学研究 科教授 1998年4月 同大学大学院法学政治学研究 科長兼法学部長 同大学総長 2001年4月 2005年4月 2005年4月 2005年4月 2005年20 2005年4月 2005年4月 2005年4月	10
			2007年6月 当社社外取締役、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) (助明るい選挙推進協会会長 (社)国土緑化推進機構理事長 (助ラボ国際交流センター会長	
	だ サ ー 郎 1948年11月16日生			
(1)		執行役専務、技術統 括グループ担当	1976年4月 当社入社 2003年6月 執行役常務 2007年6月 執行役上席常務 2008年6月 執行役専務、現在に至る。	42
12	まえだ ましひる 前 田 義 廣 1948年10月16日生			
		執行役専務、コンシューマエレクトロニクス事業グループ分担、営業統括グループ担当	1971年4月 当社入社 2001年4月 デジタルメディアネットワー ク社副社長 2003年6月 東芝テック㈱取締役社長 2008年6月 執行役専務、現在に至る。	25

	氏名及び生年月日	地位及び担当	略歴及び他の法人等の代表状況等	所有する当社 の 株 式 の 数 (千株)
(13)	堀 間 弘 嗣 1953年6月7日生	人事部長	1977年4月 当社入社 2003年6月 芝浦メカトロニクス㈱取締役 2005年4月 電力・社会システム社総務部 長 2006年4月 グループ経営部長 2007年6月 人事部長、現在に至る。	12
(14)	京***		1968年4月 大阪地方裁判所判事補 1972年9月 釧路地方裁判所兼家庭裁判所 判事補 1974年5月 弁護士登録、現在に至る。 (他の法人等の代表状況) 弁護士法人松尾綜合法律事務所社員弁護 士	0

- (注) 1. 上席常務、常務は、執行役員の役位であります。
 - 2. 取締役会長岡村正、取締役能仲久嗣、同小林利治、同清水湛の4氏は、本総会の終結の時をもって退任いたします。

第3号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)更新の件

当社は、2006年6月27日開催の第167期定時株主総会において当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「旧プラン」といいます。)の導入について株主の皆様のご承認をいただきましたが、旧プランは、本総会の終結の時をもって有効期間が満了し、失効することとなります。

これを受けて、当社は、2009年5月8日開催の取締役会において、旧プランを基本的に継承した上で、一部修正した当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下修正後のものを「本プラン」といいます。)を、本総会で株主の皆様のご承認をいただいた上で、3年間更新することを決議いたしました。

旧プランからの主な変更点は次のとおりですが、旧プランの実質的内容から大幅な変更はありません。

- ①特別委員会をあらかじめ設置し、特別委員会の委員を特定することにより、本プランの透明性を更に高めることとしました。
- ②旧プランにおいては、特別委員会の検討期間の延長期間について定めていませんでしたが、本プランにおいては、原則30日という上限を設定しました。
- ③株主意思確認総会の開催要件を整理、明確化しました。
- ④金融商品取引法の施行及び株券電子化その他関係法令等の改正に伴う修正や買収防衛策に関する実務や司 法界等関係機関の議論等を踏まえて所要の変更等を行いました。

つきましては、株主の皆様に本プランの更新についてのご承認をお願いするものであります。

1. 提案の理由

(1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社グループは、人々の夢をかなえ、社会を変える商品・サービスを通して、お客様に安心と笑顔を届け続けることが使命であり、この使命を果たすことを通じて企業価値の向上・株主共同の利益が実現されるものと考えています。このような認識の下、当社は経営の効率性、透明性を向上させ、株主の立場に立って企業価値を最大化することを目指しています。

当社は、創業者田中久重から引き継がれる当社グループのDNAである「飽くなき探究心と情熱」を忘れず、従業員一人ひとりが熱い情熱を持って行動し活躍できる環境をつくり、組織の力を高めていく経営を行うことこそが、当社の企業価値の源泉であると考えています。また、当社グループが株主の皆様に還元する適正な利潤を獲得し、企業価値・株主共同の利益を持続的かつ中長期的に向上させるためには、株主の皆様はもちろん、お客様、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な関係を維持、発展させていくことも必要であり、これらのステークホルダーの利益にも十分配慮した経営を行う必要があると考えています。

当社グループは我が国有数の事業規模を有し、その事業範囲もデジタルプロダクツ、電子デバイス、社

会インフラ、家庭電器等と極めて広範囲に及んでいます。したがって、当社株式の買付の提案を受けた場合に、その買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する買付や事業計画の実現可能性・適法性・適切性、当社の有形無形の経営資源・ステークホルダーに与える影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社グループの実情その他当社の企業価値・株主利益を構成する要素が十分に把握される必要があると考えます。

当社取締役会は、以上の要素等に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社 株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当 ではなく、このような者による当社株式の大量取得行為に関しては、必要かつ相当な手段を採ることに より、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えています。

(2) 本プランの目的

本プランは、当社株式に対する対象買付(下記 2. (1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。)が行われる際に、買付者(下記 2. (1)「本プランの発動に係る手続」(a)に定義されます。)に対し、遵守すべき手続を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

2. 提案の内容

- (1) 本プランの発動に係る手続
 - (a) 対象となる買付

本プランは、以下のいずれかに該当する買付その他の取得若しくはこれに類似する行為又はこれらの 提案(注1)(当社取締役会が本プランを適用しない旨を別途決定したものを除くものとし、以下「対象 買付」といいます。)がなされる場合を適用対象とします。

- ①当社が発行者である株券等(注2)について、保有者(注3)の株券等保有割合(注4)が20%以上となる買付その他の取得
- ②当社が発行者である株券等(注5)について、公開買付け(注6)を行う者の株券等所有割合(注7)及びその特別関係者(注8)の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

対象買付を行おうとする者又はその提案者(以下総称して「買付者」といいます。)は、あらかじめ本プランに定められる手続に従うものとし、本プランに従い当社取締役会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する決議を行うまでの間、対象買付を実施してはならないものとします。

(b) 特別委員会の設置

当社取締役会は、本プランの更新後、特別委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した社外取締役の中から特別委員会の委員を、委員の中から委員長をあらかじめ選定します。特別委員会の委員は3名以上とします。なお、特別委員会の委員の選定基準、決議要件及び決議事項等について規定する特別委員会規則の概要は注9のとおりです。

当社は、特別委員会の委員長又は委員を選定し、又は変更した場合には、速やかにお知らせいたします。(注10)

(c) 買付者に対する情報提供の要求

買付者には、対象買付の実施に先立ち、当社に対して、買付者の買付内容の検討のために必要な情報 (別紙の「必要情報」に定める情報をいいます。以下「必要情報」といいます。)及び買付者が対象買付に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を、当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

特別委員会は、買付説明書の記載内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接又は間接に必要情報を追加提出するよう求めることがあります。

- (d) 買付内容の検討、買付者との交渉
 - ① 当社代表執行役に対する情報提供の要求

特別委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、当社 代表執行役に対しても、特別委員会が定める期間内に買付者の買付内容に対する意見(留保する旨 の意見を含むものとします。以下同じとします。)及びその根拠となる資料、代替案その他特別委 員会が適宜必要と認める情報、資料等を提示するよう求めます。

② 特別委員会による検討作業

特別委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、原則として最長60日間、買付者の買付内容の検討、当社代表執行役が提示する代替案の検討、買付者と当社代表執行役の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行います。また、特別委員会は、株主の皆様のご意向の把握に努めるとともに、お客様、取引先、従業員等からも必要に応じて意見を聴取します。その上で、特別委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します(以下かかる特別委員会による情報収集及び検討に要する期間を「特別委員会検討期間」といいます。)。なお、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から買付内容を改善させるために、特別委員会は、必要に応じ、直接又は間接に買付者と協議・交渉を行います。買付者は、特別委員会が検討資料その他の情報提供、協議・交渉等を求めた場合には、速やかにこれに応じなければならないものとします。

特別委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるように、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

(e) 特別委員会における判断方法

特別委員会は、買付者が現れた場合において、以下の手続を行うものとします。

① 特別委員会が本プランの発動を勧告する場合

特別委員会は、買付者による対象買付について下記(2)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件(以下「発動事由」と総称します。)が存すると判断した場合、当社取締役会に対して、新株予約権(その概要は、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての概要」に定めるとおりとし、以下かかる新株予約権を「本新株予約権」といいます。)の無償割当てを実施することを勧告します。なお、特別委員会は、発動事由のうち、発動事由その2の該当性が問題となっている場合(該当するか否かが問題となっている場合を含みます。)には、あらかじめ当該実施に関し、株主意思確認総会(その定足数等は、会社法及び当社の定款に基づく株主総会に準ずるものとします。以下同じとします。)を開催し、株主意思を直接確認することを勧告できるものとします。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下に該当する場合、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、又は本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいて本新株予約権を無償にて取得すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- (i)当該勧告後に買付者が対象買付を撤回した場合その他対象買付が存しなくなった場合
- (ii)当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により、発動事由が存しなくなった場合
- ② 特別委員会が本プランの不発動を勧告する場合

特別委員会は、対象買付について発動事由のいずれも存しないと判断した場合、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきではない旨の勧告を行います。

上記にかかわらず、特別委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後も、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 特別委員会が本プランの発動の延期を行う場合

特別委員会が、当初の特別委員会検討期間の満了時までに、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、買付者の買付内容の検討、代替案の検討、買付者との協議・交渉等のために合理的に必要とされる範囲内(但し、原則として30日間としま

す。)で、特別委員会検討期間を延長する旨の決議を行うことができます。

(f) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する 決議を行うものとします。但し、次の(g)に基づき株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役 会は、株主意思確認総会の決議に従い、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等の決議を行う ものとします。

(g) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、本プランに従い本新株予約権の無償割当てを実施するに際して、上記(e)①に従い、特別委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に先立ち株主意思確認総会を開催し、株主意思を直接確認することを勧告した場合には、株主意思確認総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(h) 情報開示

当社は、本プランの運用に際しては、その透明性を高めるため、適用ある関係法令若しくは金融商品取引所の規程等に従い、本プランの各手続の進捗状況(買付説明書が提出された事実及び特別委員会の検討期間が開始された事実を含みます。)、対象買付に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要若しくは特別委員会による勧告の概要、当社取締役会若しくは当社株主意思確認総会の決議の概要、その他特別委員会又は当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

(2) 本新株予約権の無償割当ての要件

本プランの発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、以下のとおりです。なお、上記(1)「本プランの発動に係る手続」のとおり、以下の要件の該当性の有無については、必ず特別委員会の勧告を経て決定されることになります。

発動事由その1

本プランに定められた手続に従わない対象買付(対象買付の内容を判断し、その代替案を提示するために合理的に必要な時間や情報が株主の皆様に対して十分に提供がなされない場合を含みます。)であり、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

以下の要件のいずれかに該当し、かつ、本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を明白に侵害するおそれのある対象買付である場合
 - ①株券等を買い占め、その株券等につき当社又は当社関係者等に対して高値で買取りを要求する行為
 - ②当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付 者の利益を実現する経営を行うような行為

- ③当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせ、又は一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に 設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様に 株式の売却を事実上強要するおそれのある対象買付である場合
- (c) 対象買付の条件等(対価の価額・種類、時期、方法の適法性、実現可能性、対象買付の後の経営方針又は事業計画、対象買付の後における当社の他の株主、従業員、取引先その他当社に係るステークホルダーに対する対応方針等を含みます。)が当社の企業価値に鑑み不十分又は不適当な対象買付である場合
- (3) 本新株予約権の無償割当ての概要

本プランが発動されることとなった場合、当社が実施することを予定している本新株予約権の無償割当 ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

本新株予約権の数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において当社取締役会が定める一定の日(以下「割当期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式総数(但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。)と同数とします。

(b) 本新株予約権の割当対象株主、割当数

本新株予約権の割当対象株主、割当数は、割当期日における当社の最終の株主名簿に記録された株主 に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権の無償割当ての効力発生日は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権の目的である株式の数(以下「対象株式数」といいます。)は、1株を上限として本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める数とします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株あたりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める価額とします。

なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当ての決議の前日から遡って90日間(取引が成立しない日を除きます。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権の行使期間は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下かかる行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として1か月間から6か月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において定める日までの期間とします。

(g) 本新株予約権の行使の条件

(I)特定大量保有者(注11)、(II)特定大量保有者の共同保有者(注12)、(II)特定大量買付者(注13)、(IV)特定大量買付者の特別関係者若しくは(V)上記(I)ないし(IV)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受け若しくは承継した者又は(VI)上記(I)ないし(V)に該当する者の関連者(注14)(以下、(I)ないし(VI)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、一定の例外事由(注15)が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません(但し、非居住者の保有する本新株予約権も、下記(i)項②のとおり、適用法令に従うことを条件として当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。)。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、原則として、当社取締役会の承認を要するものとします。

- (i) 当社による本新株予約権の取得
 - ①当社は、行使期間開始日の前日までの間、いつでも当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、すべての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
 - ②当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、非適格者以外の者が有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものすべてを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

また、当社は、かかる取得を行った日以降に、本新株予約権を有する者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来をもって、当該非適格者以外の者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものをすべて取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株

式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。

(j) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付及びその条件 本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が決定します。

(k) その他

上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定める ものとします。

(4) 本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会の終結の時から2012年3月期の定時株主総会の終結の時までの約3年間とします。

但し、本プランの有効期間の満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。

また、本プランは、2009年5月8日現在施行されている法令、金融商品取引所の規程等を前提とするものであり、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所の規程等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合又は当社株主に不利益を与えない場合等本総会の決議の趣旨に反しない範囲内で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本プランが廃止、修正又は変更された場合には、その内容その他の事項について、情報開示を 速やかに行います。

(5) その他の事項

本プランの詳細については、当社ホームページ(http://www.toshiba.co.jp/about/ir/jp/news/20090508_1.pdf)でご覧いただくことが可能です。

その他本プランの細目については、当社取締役会において定めることができるものとします。

- 注1 第三者に対して買付その他の取得又はこれに類似する行為を勧誘する行為を含みます。
- 注2 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- 注3 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- 注4 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注5 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- 注6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- 注7 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。

- 注8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を 含みます。)。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買 付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- 注9 特別委員会規則の概要は以下のとおりです。
 - ・特別委員会の委員は、3名以上(委員長を含む。)とし、当社の業務執行を行う経営陣及び買付者のいずれからも独立した複数の当社社外取締役の中から、当社取締役会が選定する。
 - ・特別委員会委員の任期は、選定後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。但し、当社取締役会が別段の定めをしない限り、当該特別委員会委員が当該定時株主総会において取締役として再任された場合には、当該再任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までの任期で特別委員会委員として再任されたものとし、以降も同様とする。また、特別委員会の委員は、社外取締役を退任した場合には、当然に委員を退任する。
 - ・特別委員会は本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施、本新株予約権の無償割当ての中止 又は本新株予約権の無償取得、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特 別委員会に諮問した事項について決定等を行う。
 - ・特別委員会の決議は、特別委員会委員の過半数が出席し、出席特別委員会委員の3分の2以上 の多数をもってこれを行う。
- 注10 本総会第2号議案取締役14名選任の件及び本議案をご承認いただいた際の、当初の特別委員会の委員及び委員長には、佐々木毅氏(委員長候補者)、平林博氏及び小杉丈夫氏が選定される予定です。各氏の略歴等の詳細は本総会の株主総会参考書類9ページから11ページまでに記載のとおりです。
- 注11 原則として、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- 注12 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)。本議案において同じとします。
- 注13 原則として、公開買付けによって当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)の買付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下本脚注において同じとします。)を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の

後におけるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。)に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者(当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。)をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得、保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- 注14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。)又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。
- 注15 具体的には、(x)買付者が本新株予約権無償割当て決議後に対象買付を中止若しくは撤回又は爾後対象買付を実施しないことを誓約するとともに、買付者その他の非適格者が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者の株券等保有割合(但し、株券等保有割合の計算にあたっては、買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。)として当社取締役会が認めた割合(以下「非適格者株券等保有割合」といいます。)が(i)当該対象買付の前における非適格者株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者その他の非適格者は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができることなどが例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる非適格者による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。

必要情報

- ①買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び買付者を被支配法人等(注16)とする者の特別関係者を含みます。)の詳細(具体的名称、資本構成、財務内容、過去の法令違反等の有無及び内容、当該買付者による同種の過去の取引の内容等を含みます。)(注17)
- ②対象買付の目的、方法及び内容(対価の価額・種類、時期、関連する取引の仕組み、方法の適法性、実現可能性等を含みます。)
- ③対象買付の価額及びその算定根拠
- ④対象買付の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑤対象買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
- ⑥対象買付後における当社グループの株主(買付者を除きます。)、従業員、取引先、地域社会等のステークホルダーへの対応方針
- ⑦対象買付に関し適用される可能性のある国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき競争法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の内容及び取得可能性
- ⑧対象買付後の当社グループの経営において必要な国内外の許認可、その維持の可能性及び国内外の各種 法令等の規制遵守の可能性
- ⑨その他特別委員会が合理的に必要と判断する情報
 - 注16 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
 - 注17 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

<株主提案(第4号議案から第13号議案まで)>

第4号議案から第13号議案までの議案は、株主(1名)からのご提案によるものです。 各議案の提案の内容及び提案の理由は、株主から提出されたものを記載しております。

○株主提案に対する取締役会の反対意見

取締役会としては、第4号議案から第13号議案までのいずれの株主提案についても反対いたします。

いずれの株主提案も、取締役又は執行役に委ねられている事項について、定款を変更して、一定の定めを設けようとするものです。当社においては、かかる事項について、取締役会の監督の下、取締役又は執行役が、個別の事象の内容、特性に応じて適法、適正に対処し、かつ、適時適切な開示を行っており、今後も継続してまいりますので、定款に提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

なお、提案議案ごとの反対理由の補足はそれぞれの議案の後に記載しております。

一株主提案—

第4号議案 違法行為に関する事実関係等の開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『東芝(役員、従業員)が企業活動で行った違法行為に関し、違法行為の事実関係、改善策、役員の責任等を東芝のホームページに詳細に開示する。この開示には、下水道局関係の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題の詳細の開示を含める。

下水道局関係の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。談合が繰り返されるのは、改善策が不十分だからである。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こ

した、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくることがあった。これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。違法行為の隠蔽を防止する改善策が不十分だから、違法行為の隠蔽がなくならない。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは次のことである。平成8年に東 芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正 請求、不正受給問題について説明する。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の 予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発: スタック及び1000kW級発電システム技術開発:1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱 回収系設備) | のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を 担当していた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長ら が日誌偽造指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造 させ、さらに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。 平成7年6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に 研究労務費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1 月に京浜事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不 正受給を是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木鞆彦エ ネルギー事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室 泰三専務にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不 正受給を是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給 を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分して おり、終わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株 主総会においても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大 島壽之常務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成 14年6月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研 究労務日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄 されたようである。平成14年7月、東芝の不正請求、不正受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝 が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、東芝に対して、研究労務費の返還、委託研 究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止を決定した。研究労務日誌を偽造して研究 労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑事問題にはならなかった。これは東芝が平 成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続 けたからである。また、株主総会において、研究費の不正受給を是正していないにもかかわらず、終 わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の時効を成立させるためと、関係役員に責任 が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回 答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を 打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年 以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関 係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、 実行した役員の責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せ ず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行 したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行っ た役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責 任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役 員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を 行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究 労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務 費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは 他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当し ていた。これらの別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査 が行われたか疑問である。株主に対し、不正行為の事実関係が正しく開示されていたならば、このよ うに長期間にわたる不正行為の隠蔽を防止できたと思われる。

2. 提案の理由

東芝(役員、従業員)が行った違法行為に関し、同様な違法行為が繰り返し行われている。また、違法 行為の隠蔽が長期間行われている。これは違法行為に関する事実関係、改善策、責任の所在等が株主に 対し十分に開示されていないことが原因の一つであると考える。これらの情報が株主に十分に開示され ないと、株主は改善策が十分であるかどうかの確認ができないし、役員の責任の取り方が十分であるか どうかの判断もできない。その結果、不十分な改善策が採用され、責任者の反省も不十分な状態で、そ の後の企業活動が行われることになる。これらのことにより違法行為が繰り返されることになり、ま た、違法行為の隠蔽が長期間行われることになる。

条文に示したとおり、東芝(役員、従業員)が企業活動で行った違法行為に関し、違法行為の事実関係、 改善策、役員の責任等を株主に詳細に開示すれば、違法行為の繰り返し、違法行為の隠蔽が少なくなる。

○第4号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において法令違反事案が発生した場合には、都度関係者の処分を実施するとともに、再発防止のための遵法施策を講じ、違法行為の根絶と信頼回復に努めております。また、このような場合には、適時適切な開示を心掛けております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案—

第5号議案 株主総会における議決権行使に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『株主総会の議決権行使に関し、会社提案と株主提案を同等に取り扱うこと。議決権行使書による 議決権行使において、提案に対して株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案、株主提案のどちら の提案に対しても反対(否)であるとして取り扱うこと。また、インターネットを利用した議決権行使 においても議決権行使書による場合と同じように取り扱うこと。』

2. 提案の理由

株主総会における議決権行使書による議決権行使に関し、現在、提案に対し株主の賛否の意思表示のない場合、会社提案については賛成、株主提案については反対(否)として取り扱っている。これは、株主提案に対し不当な差別的取り扱いである。株主権を軽んじる行為でもある。株主提案も会社提案と同等に取り扱うべきである。また、議決権行使書に株主の賛否の意思表示がないときは、提案に賛成でないとして取り扱うべきである。株主が提案に対して本当に賛成ならば、積極的に賛成の意思表示を行う。賛否の意思表示がない場合、提案者側にとって厳しい結果となるように反対(否)の意思表示として取り扱うほうが、株主の意思をよりよく反映できると考える。

○第5号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

議決権行使書又はインターネットによる議決権行使に株主からの賛否の意思表示がない場合の取り扱いをあらかじめ会社で決定し、その旨を議決権行使書等に記載しておくことが適法であることは、法令上明確であり、また、多くの株主を有する上場会社の一般的、合理的な取り扱いであります。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案—

第6号議案 役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『社内処分を受けた役員(取締役、執行役)に関し、次の(1)から(4)を役員別に東芝本社で株主が閲覧、複写できるように詳細に開示する。また、平成22年6月開催予定の定時株主総会の招集通知の営業報告書に記載して詳細に開示する。

- (1)処分内容
- (2)処分理由
- (3)具体的な仕事内容
- (4)受け取った報酬額

この開示には、下水道局関係等の談合問題、原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題、 NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関しての役員の処分内容の開示を含める。

下水道局関係等の談合問題とは、次のことである。平成7年に発覚した三重県下水道局における談合問題、平成11年に公正取引委員会から排除勧告を受けた郵便番号読み取り機に関する談合問題、平成20年に発覚した札幌市下水道局における談合問題である。特に、下水道局関係の談合は平成7年に発覚し、処分を受けているにもかかわらず、その後も談合を繰り返していた。この札幌市下水道局談合問題に関しては、平成20年6月開催の株主総会で株主が、報道されているような談合があったかどうかを質問したが、会社側は、関係機関(役所)の調査中なのでその調査結果を待ちたいと回答した。談合を行ったかどうかは担当者を社内調査すればわかることである。関係機関(役所)の調査を待つ必要はない。さらに、東芝は、調査が開始される前に談合を行ったことを公正取引委員会に申し出ることにより、課徴金納付などの処分を免除されている。社内調査を行った段階で談合の事実が判明しているにもかかわらず、株主総会において談合を行ったことを株主に対し隠していたことになる。これらの談合問題において、役員の処分内容等が開示されていない。

原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題とは、次のことである。京浜事業所の社員が起こした、平成18年の原子力発電用給水流量計の検査データの捏造問題である。社内調査後に行われた役所の調査により、捏造検査データが次々に出てくることがあった。これは捏造検査データをできるだけ隠蔽しようとしたと受け取られても仕方がない。この検査データ捏造、隠蔽問題に関して、役員の処分内容等の開示が不十分である。

NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題とは次のことである。平成8年に東芝社内で発覚した新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題である。NEDOは、通産省所管の組織で(現在は独立行政法人)、国の予算で運用されていた。このNEDO委託研究とは、「溶融炭酸塩型燃料電池発電システムの研究開発:スタック及び1000kW級発電システム技術開発:1000kW級発電プラントの開発(プラント製作―排熱回収系設

備) |のことである。昭和60年代からエネルギー事業本部の京浜事業所が主にこの委託研究を担当して いた。また、不正請求、不正受給問題とは、平成7年4月、京浜事業所において担当課長らが日誌偽 告指示書を作成し、この指示書に基づいて平成6年度分の研究労務日誌を部下の社員に偽造させ、さ らに、日誌偽造を断った社員の名前を使って担当課長らが日誌を偽造したことから始まる。平成7年 6月、これらの偽造した日誌を用いて、NEDOに対し、研究労務費を過大に請求し、過大に研究労務 費を受給した。NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は平成8年1月に京浜 事業所で発覚し、責任者の井須雄一郎所長に連絡された。井須所長は研究費の不正請求、不正受給を 是正させなかった。平成8年2月には、京浜事業所の上部組織の責任者である佐々木鞆彦エネルギー 事業本部本部長(常務)に、また、平成8年6月には東芝の責任者である佐藤文夫社長、西室泰三専務 にこれらの問題が連絡された。しかし、東芝の責任者は不正請求問題の連絡を受けても、不正受給を 是正させなかった。平成11年6月の定時株主総会において、株主が、研究労務費の不正受給を是正し たのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務は、不正を行った社員を処分しており、終 わった問題であると回答し、株主の質問を打ち切った。これ以降(平成12年、13年)の定時株主総会に おいても株主と会社との間で同様なやり取りが繰り返され、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常 務らは、不正請求問題は終わったことであると回答し続け、株主の質問を打ち切った。平成14年6 月、NEDOはこの問題に関して京浜事業所を調査した。調査において、担当課長が作成した研究労務 日誌の偽造指示書、偽造される前の研究労務日誌等は発見されなかった。事前にこれらは破棄された ようであるが、当時の担当者はこれらのコピーを持っている。平成14年7月、東芝の不正請求、不正 受給問題が報道され、同月、NEDOは東芝が研究労務費の不正請求、不正受給を行っていたとして、 東芝に対して、研究労務費の返還、委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金交付の3年間の停止 を決定した。研究労務日誌を偽造して研究労務費を請求することは、詐欺であるが、時効により、刑 事問題にはならなかった。これは東芝が平成8年に社内で問題が発覚してから、平成14年のNEDOの 調査までの約6年間、この問題を隠蔽し続けたからである。また、株主総会において、研究費の不正 受給を是正していないにもかかわらず、終わった問題であると虚偽の回答を続けたのは、刑事問題の 時効を成立させるためと、関係役員に責任が及ばないようにするためと考えられる。不正受給を是正 せずに、株主総会で虚偽の回答を続けたことは法令違反である。

株主総会において、この不正請求、不正受給問題を質問すると、議題に関係ない質問であるから回答を控えるとか、過去に発生した古い問題であるからとか、説明済みであるとか言って株主の質問を打ち切ったりしている。不正請求、不正受給問題の事実関係を平成8年から6年間隠蔽し、平成14年以降の株主総会においても、この問題に関する質問に対し、東芝は不正請求、不正受給問題の事実関係を明らかにせず、役員らの責任についても説明していない。例えば、不正受給の隠蔽行為を決定し、実行した役員の責任が不明確である。平成8年に社内で発覚した後、研究労務費の不正受給を是正せ

ず、隠蔽することを決定したのは、佐藤社長か、西室社長か、それとも他の役員か。この決定を実行したのは、佐々木常務か、宮本上席常務か、大島常務か、それとも他の役員か。これらのことを行った役員ら(佐藤社長、西室社長、岡村社長、島上専務、佐々木常務、宮本上席常務、大島常務ら)の責任が明確にされていない。平成11年の株主総会で不正受給問題が取り上げられて、役員全員(社外役員を含む)がこの問題の存在を知ったにもかかわらず、役員ら(社外役員を含む)はこの問題の是正を行わなかったのはなぜか。これらの役員に注意義務違反の責任はないのか。また、担当課長らが研究労務日誌の偽造指示書を作成し、部下の社員に日誌を偽造させ、この日誌に基づいて不正に研究労務費を請求することは、組織的な不正行為であるが、この事実を隠すのはなぜか。さらに担当課長らは他年度においても委託研究を担当しているし、不正請求が判明した委託研究以外の委託研究も担当していた。別の委託研究において、同様な不正行為が行われていた可能性があるが十分な調査が行われたか疑問である。役員の指示命令によりこれらの事実を隠し続けたのか。この不正請求、不正受給問題に関して、役員の処分内容等が開示されていないので開示する必要がある。

2. 提案の理由

役員(取締役、執行役)の誤った指示命令によって、違法行為、不正行為が行われ、継続することがある。また、役員(取締役、執行役)の、部下に対する管理、監督が悪いために違法行為、不正行為が行われ、継続することもある。東芝の違法行為、不正行為が複数報道されてきたが、東芝は、役員(取締役、執行役)の処分内容等の詳細を公表していない。役員(取締役、執行役)がどのように違法行為、不正行為にかかわったのか、また、どのような処分を受けたのか不明である。取締役選任に際し、また、役員(取締役、執行役)の報酬、退職慰労金が妥当かどうかの判断材料として、役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。違法行為、不正行為にかかわった役員(取締役、執行役)に反省を促すためにも役員(取締役、執行役)の処分内容等の開示は必要である。

○第6号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において法令違反事案等が発生し、関係者に対する社内処分を実施した場合には、必要に応じ処分内容を適時適切に開示しております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案一

第7号議案 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正 受給問題の真相の開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『平成8年1月に東芝社内で発覚した、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に関し、平成8年6月までに佐藤文夫社長、西室泰三専務以下関係役員がこの不正問題を知っていたにもかかわらず、平成14年7月のNEDOの研究労務費の返還請求があるまで不正受給の是正を行わず問題を隠蔽してきた。また、平成11年以降の定時株主総会において、株主が不正請求を是正したのかどうかを質問したが、西室社長、宮本俊樹上席常務、岡村正社長、島上清明専務、大島壽之常務らは終わった問題であると回答し続け、不正受給の是正を行わず問題を隠蔽してきた。これらの真相を東芝のホームページに開示する。

また、NEDOによる委託研究の新規契約の3年間の停止、補助金の3年間の停止処分を東芝が受け入れたことによる損害額の詳細と、不正受給問題対応にかかった経費の詳細とを東芝のホームページに開示する。

また、研究労務日誌の偽造から行われた、研究労務費の不正請求、不正受給の手口の詳細を東芝のホームページに開示する。

なお、真相開示に際しては、不正請求問題の隠蔽が会長、社長以下役員のどのような指示命令系統 により行われたかがわかるように、また、誰がどのような責任を取ったのかがわかるように具体的に 真相を開示する。』

2. 提案の理由

上記議案に示したとおり、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題は長期間隠蔽され、是正されなかった。これは、社長以下の役員、社員による組織的な詐欺行為である。問題の真相を詳細に開示することは、関係した社長以下の役員、社員に反省を促し、同様な違法行為を防止することに役立つ。さらに、違法行為に関与した役員の責任を開示すること、この問題による東芝の損害額を開示することは、違法行為に関係した役員に対する株主代表訴訟に必要なことである。

また、研究労務日誌偽造依頼を断った社員の名前を使用し、印鑑を偽造して、この社員の意思に反して研究労務日誌を偽造し、是正しないことは、人権侵害行為である。人権侵害行為の是正、再発防止のためにも問題の詳細を開示することが必要である。

○第7号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

本議案は、1994年度に発生し、2002年に既に解決済みの問題に係るものであり、2003年6月開催の第164期定時株主総会、2008年6月開催の第169期定時株主総会において詳細をご説明申し上げております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案—

第8号議案 取締役、執行役についての情報の個別開示に関する定款変更の件

1 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『取締役、執行役に関し、次の(1)から(3)を個人別に、年度別に、東芝のホームページに開示する。

- (1)取締役、執行役が行った具体的な仕事内容、成果
- (2)取締役、執行役が受け取った報酬額
- (3)取締役、執行役を雇うためにかかった経費』

2. 提案の理由

近年、㈱東芝においては経営不振から大きなリストラを行っている。従業員に対しては、早期退職、関連会社への移籍、出向、職種の変更等を受け入れさせている。また、成果主義を導入し、従業員個別の成果により年度ごとの報酬、将来の退職金が大きく変動するようにもなった。サービス残業の増加も生じ、労働基準監督署から改善するように指導されたこともあった。また、株主に対しては減配、無配当、株価下落等の負担を負わせている。しかし、経営の舵取りをしている取締役、執行役の成果と報酬の関係は不明瞭である。取締役は株主総会の株主の議決により選出されるから、取締役の成果と報酬の関係を株主に個別開示し、株主がこの関係が正当であるかどうか監視できるようにする必要がある。執行役は将来の取締役候補であるので取締役と同等と考える。また、定時株主総会招集通知時に添付される報告書中の、取締役、執行役に関する情報開示では不十分である。

○第8号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

取締役、執行役の業務執行の状況及び担当業務につきましては別添の第 170 期報告書「1. 当社グループの事業の状況」(2ページから10ページまで)、「7. 当社役員の氏名、担当等」(13ページから17ページまで)に、取締役、執行役の報酬等の額につきましては同報告書「8. (2)当期に係る報酬等の額」(18ページ)にそれぞれ記載のとおり、開示しております。報酬等の額については経営に係るコストとしてその総額を開示することが株主の皆様にとって重要であり、かつ、それで十分であると考えております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案一

第9号議案 相談役、顧問、社友についての情報の個別開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『相談役、顧問、社友に関し、次の(1)から(4)を個人別に、年度別に、東芝のホームページに開示する。

- (1)相談役、顧問、社友に就任させた具体的理由
- (2)相談役、顧問、社友が行った具体的な仕事内容、成果
- (3)相談役、顧問、社友が受け取った報酬額
- (4)相談役、顧問、社友を雇うためにかかった経費』

2. 提案の理由

相談役、顧問、社友に関する情報は株主に対しほとんど開示されていない。相談役、顧問、社友という役職が必要かどうか疑問である。また、相談役、顧問、社友の大半は、元取締役や元執行役と思われる。相談役、顧問、社友の役職を設けなくても、元取締役や元執行役は相談役等の役職に就かなくても、東芝に有益な助言を行ってくれるはずである。

これらの役職に関してもリストラが必要であると思われる。その判断材料として、これらの役職に関する情報を開示すべきである。

○第9号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社の相談役、顧問、社友は、当社経営に対して豊富な経験から有益な助言等を行っており、また、その 処遇は役員及び従業員の処遇を総合的に勘案して定めており、過大なものとは認識しておりません。した がって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案—

第10号議案 省庁等の公的機関から入社した人についての情報の開示に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『省庁等の公的機関から入社した人の人数、役職名を公的機関別に、年度別に、東芝のホームページに開示する。また、公的機関からの受注額を公的機関別に、年度別に東芝のホームページに開示する。』

2. 提案の理由

官庁からの天下り受け入れ数、就任した役職者人数と官庁からの受注額について社会的に関心がもたれている。また、東芝が官製談合(下水道局関係の談合、郵便番号読み取り機関係の談合)を行っていたことが報道されている。談合などの不正取引防止の観点からも官庁からの天下りに関する情報を株主に

公開すべきである。

一方、公職出身者に関する情報を開示することは、取締役会等による公職出身者の採用行為に関係がなく、採用行為に制限を加えるものではない。取締役会がこの情報開示に反対するのは、天下り受け入れ数と官庁からの仕事受注額との間に相関関係があることが判明することを恐れるから、また、官製談合の余地を残しておきたいからと受け取られても仕方がない。

○第10号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

外部から採用いたします人材については、人物本位で実績、識見に基づき適切に採用しており、かつ、公職出身者は営業部門以外の部署に配置しております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案—

第11号議案 違法行為、不正行為の解明、防止のための委員会の設置に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『東芝が企業活動において行った違法行為、不正行為の事実関係を解明し、防止策を検討、作成する委員会を設置する。また、この委員会には次の15名を委員として加える。

渡辺誠吾氏(京浜事業所課長(*1))、小山由夫氏(京浜事業所課長(*1))、

尾園次郎氏(京浜事業所部長(*1))、新谷誠剛氏(京浜事業所主幹(*1))、

井須雄一郎氏(京浜事業所所長(*1))、

谷川和生氏(昭和47年入社、京浜事業所部長(*1))、

畑野耕逸氏(京浜事業所課長(*1))、三鬼嘉明氏(京浜事業所課長(*2))、

佐々木鞆彦氏(昭和35年入社、エネルギー事業本部本部長(*1))、

宮本俊樹氏(上席常務(*2))、大島壽之氏(常務(*3))、

佐藤文夫氏(社長(*1))、西室泰三氏(昭和36年入社、専務(*1))、

岡村正氏(昭和37年入社、社長(*3))、

島上清明氏(昭和36年入社、専務(*3))

なお、カッコ内は㈱東芝への入社年や㈱東芝における役職を表している。

(*1)平成8年当時の役職、(*2)平成11年当時の役職、(*3)平成12年当時の役職』

2. 提案の理由

企業活動には法令遵守が必要とされているが、東芝の企業活動における違法行為が複数報道されてい

る。役員(取締役、執行役)が社員の違法行為を知っても、是正させずに長期間隠蔽することがある。例えば、下水道局関係の談合問題、新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題においては、役員が法令を遵守せず、違法行為を長期間隠蔽していた。これらの違法行為問題については監査役、監査委員会の違法行為の是正機能が働いていない。したがって、違法行為、不正行為の解明、防止には、監査委員会以外に、新たに専門の委員会を設置し、株主が選んだ委員を就任させる必要がある。また、上記15名は、NEDO委託研究における研究労務費の不正請求、不正受給問題に対応した経験があり、東芝社員として現場の実務経験も豊富であるので、委員にふさわしいと考える。

○第11号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社において法令違反事案等が発生した場合には、必要に応じ調査のための委員会を設け、速やかに原因 究明と再発防止のための遵法施策を講じております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考え ます。

一株主提案--

第12号議案 半導体事業に関する定款変更の件

1. 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『半導体の生産を社外生産とし、半導体生産に関する設備投資を零とする。』

2. 提案の理由

半導体の開発、改良に伴い、半導体生産設備の新設、増強等には多大な設備投資を必要とする。この設備投資により増産された半導体が高価格で売れ続ければ収益は上がるが、生産過剰、需要の減少等が、半導体価格の下落、販売数量の減少、在庫の増加を生み出し、収益が上がらなくなる。近年、半導体事業は大きな損失を出している。半導体事業はハイリスク、ハイリターンの事業である。今後、東芝一社で半導体生産を継続するのはリスクが大きすぎる。半導体生産事業は、東芝の事業から切り離すべきである。半導体の研究、開発は継続しても、半導体生産設備投資は止めるべきである。事業の継続、拡大、縮小等は、取締役、執行役が検討、決定しているが、取締役、執行役に関する情報開示が不十分であり、半導体事業の損失が東芝の経営状態を非常に悪くしているので、上記の通り提案する。

○第12号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

当社では、前工程については設計から製造まで自ら行うことを基本としておりますが、それ以外の工程に

ついては資金、リソース等を慎重に考慮し社外リソースの活用も含めて最適な製造体制の確立に努めております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

一株主提案--

第13号議案 非正規雇用者の雇用条件に関する定款変更の件

1 提案の内容

次の条文を定款に新設する。

『非正規雇用者の賃金を同一仕事内容の正規雇用者の賃金と同等以上にする。』

2. 提案の理由

東芝は、非正規雇用者を雇用の調節弁役として扱っている。また、非正規雇用者の賃金は、同じ仕事内容の正規雇用者の賃金よりかなり低い。非正規雇用者の退職金は零か、支給されてもわずかである。非正規雇用者に対する福利厚生費も、正規雇用者のそれに比べて非常に少ない。このように会社は非正規雇用者を雇うことで、少ない経費で多くの、有用な労働力を得ることができ、雇用調整も簡単にできる。しかし、非正規雇用者にとっては不利で過酷な雇用形態である。このような雇用形態は社会問題になっている。東芝が人に優しい経営を行うことを目標とするならば、少なくとも非正規雇用者の賃金を増やすべきである。現在支給していない福利厚生費、退職金に相当する金額分を賃金に上乗せすべきである。一案として、非正規雇用者の賃金を同一仕事内容の正規雇用者の賃金と同等以上にすることを提案する。

○第13号議案に対する取締役会の反対意見(補足)

非正規雇用者の賃金については、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律を遵守し、同法の定める ところに従い、通常の労働者との均衡を考慮しつつ、職務の内容、成果、意欲、能力、経験等を勘案して 決定するよう努めております。したがって、定款に規定を設ける必要はないと考えます。

以上

インターネットによる議決権行使に当たってのお願い

●インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご投票ください。

- 1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(http://www.web54.net)をご利用いただくことによってのみ可能です。
 - インターネットにより議決権を行使される際は、本サイトにアクセスいただき、画面の案内に従い、まず議決権行使書 用紙右片に記載の議決権行使コードをご入力ください。その上で、同用紙右片に記載のパスワードを用いて、株主様が 設定される新しいパスワードを入力されますと、投票が可能になります。
- 2. 議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためにプロバイダーへの接続料金、通信事業者への通信料金(電話料金)等が必要になる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。
- 3. 会社等からインターネットに接続する場合、ファイアウォール等の設定によりインターネット上での通信が制限される場合がありますので、システム管理者の方にご確認ください。

●パスワードのお取り扱いについて

- 1. 今回ご案内するパスワードは、本総会に関してのみ有効です。次の総会の際には、新たにパスワードを発行いたします。パスワードのお電話等によるご照会にはお答えいたしかねます。
- 2. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
- 3. 誤ったパスワードを一定回数以上入力されますと、メイン画面にアクセスできなくなります。
- 4. パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続願います。

⑥議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム条件を満たすことが必要です。

- 1. パソコンを用いる場合
- (1)ハードウェアの条件
 - ①インターネットにアクセスできる状態であること
 - ②画面の解像度が構 800 ドット×縦 600 ドット(SVGA)以上のモニターを使用できる状態であること
- (2)ソフトウェアの条件
 - ①マイクロソフト社インターネット・エクスプローラー (Microsoft® Internet Explorer) Ver. 5.01 Service Pack2 以降の バージョンをインストール (導入)済みであること
 - ②株主総会招集ご通知、株主総会参考書類や第 170 期報告書をインターネット上でご覧になる場合は、アドビシステム ズ社アドビアクロバットリーダー(Adobe[®] Acrobat[®] Reader)Ver. 4. 0以降のバージョン又はアドビリーダー(Adobe[®] Reader[®]) Ver. 6. 0以降のバージョンをインストール済みであること
 - ※Microsoft[®]及びInternet Explorerは、マイクロソフト社の米国及び各国での登録商標又は商標です。Adobe[®] Acrobat[®] Reader 及びAdobe[®] Reader[®]は、アドビシステムズ社の米国及び各国での登録商標又は商標です。
- (3)議決権行使ウェブサイトはポップアップ機能を使用しております。ポップアップブロック機能等ポップアップ機能を自動的に遮断する機能を利用されている場合は、当該機能を解除又は一時解除の上、議決権行使ウェブサイトをご利用ください。

2. 携帯電話又はLモード対応通信機器を用いる場合

次のサービスが受信可能で、暗号化通信が可能なSSL通信機能を搭載した機種であること。なお、ご利用に際しては、以下のサービス画面にメニュー等の登録はいたしておりませんので、URL (http://www.web54.net)を直接入力いただくか、議決権行使書用紙に表示されているQRコードをご利用いただくことによりアクセス願います。

- (1) i モード
- (2) EZweb
- (3) Yahoo!ケータイ
- (4) Lモード
- ※ i モードは(㈱エヌ・ティ・ティ・ドコモ、EZwebはKDDI(㈱)、Yahoo!は米国ヤフー社、Yahoo!ケータイはソフトバンクモバイル(㈱)、Lモードは東日本電信電話(㈱及び西日本電信電話(㈱)、QRコードは(㈱デンソーウェーブの登録商標、商標又はサービス名です。

●操作方法等がご不明な場合

インターネットによる議決権行使に関するパソコン、携帯電話等の操作方法又は対応機種がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

中央三井 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

電話 0120(65)2031(フリーダイヤル)

(月曜日~金曜日 午前9時~午後9時)

その他ご登録住所、株式数のご照会等につきましては、下記にお問い合わせください。

中央三井信託銀行 証券代行事務センター

電話 0120(78)6502(当社専用フリーダイヤル)

(月曜日~金曜日 午前9時~午後5時)

以上

株主総会会場ご案内図



会場:国技館(東京都墨田区横網一丁目3番28号)

交 通

- ·J R 総 武 線 「両国駅」西口から徒歩約2分
- ・都営地下鉄 大江戸線 「両国駅」 A3・A4出口から徒歩約8分

国技館にはご利用いただける駐車場はございませんので、電車等公共の交通機関でご来場くださいますようお願い申し上げます。